## イングリッシュキャャプin 阿蘇 プログラム

旅行代金 お1人様

| 発 着 地 | JR䈍本䢻 |  | JR搏多献 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 旅行代金 |  |  | 70，400 円（\％id） |

交通手段 $\mid$ I各駅•新幹線利用 I 午前 各駅集合～熊本駅～貸切バス～国立阿蒌青少年交流の家
宿 泊 先 国立阿蘇青少年交流の家（最大12名利用，男女別相部屋）


食 事：朝2回，昼2回，夕2回（㡺食はお弁当を含みます）
－添乗員：同行いたしません。集合から解散まではイッティージカパンスタッフが同行いたします。
募集人員：20名 最少催行人員：15名（最少催行人員に達しない場合は，開催中止の場合があります。）

一次元コードの読み取りができない方は下記のアドレスにアクセスしてください。 https：／／onl．bz／x3miAdc
申込期間 2023年6月10日（土）11：00～6月23日（金）18：00 まで

| 1日目 |
| :---: |
| 8月19 ${ }_{\text {日 }(土)}$ |


| 午前 | 各駅集合 |
| ---: | :--- |
| 14：00 | 施設到着・オリエンテーション |
| 15：00 | English Lesson（1） |
| 17：30 | 夕食 |
| $21: 00$ | 就寝 |

## 【お申込みにあたっての注意事項】

＊申込多数の場合は先着順となります。参加決定者へはWISHより申込書をお送りします。 ＊先着順受付となりますので，必ずしもご希望のご友人と一緒に参加できるとは限りません。 ＊ごきょうだいの場合は1回の仮申込で2名まで申込可能ですが，別々の仮申込となった場合は受付順でお席確保の結果が決まります。
＊天候により時間やアクティビティー内容が変更になる場合がございます。

| 3 日目 |  |
| :---: | :---: |
| 8月21日（月） |  |
| 7：30 | 朝食 |
| 9：00 | English Lesson（3） |
| 11：30 | 昼食 |
| 13：00 | 帰路へ |
| 午後 | 各駅到着後，解散 |

## 2日自

8月20日（비）
7：30 朝食
8：30 English Lesson（2）
11：30 昼食
13：00 散策・アクティビティ
17：30 夕食
18：30 キャンプファイヤー
21：00 就寝


必要事項入力後 送信を押すと仮申込みが完了します。入力いただいたメールアドレスに内容ご確認メールが自動送信されますのでで確認ください。

## 受注型企画旅行取引条件説明書面 <br>  

## 1．受注型企画旅行契約

受注型企画旅行恝約」（以下単に「恝約」といいます。）とは，当社がお客さまの依頼により，旅行の目的地及び日程，お客さまが提供を受けるこ する旅行契約をいし

## 2．契約の申込み

1）当社がお客さまに交付した企画の内容に関し契約を申し込もうとするお客さまは，当社所定の申込書に所定の事項を記入の上，当社が別に定める金額の中込金とともに当社に提出していただきます。 （2）当社は，電話，郵便，ファクシミリ，インターネット，電子メールその他の通信手段による契約の予約を受け付けます。この場合，予約の時点では
 がない場合は，当社は，予約がなかったたものとして取り扱います。 3）当社は，団体・グルーブを構成する旅行者の代表としての契約責任者から，旅行申込みがあった場合，契約の締結及び解除等に関する一切 4）恝約責任者は，当社が定める日までに，構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
5）当社は，契約責任者が構成者に対して現に負い，又は将来負うことが予測される債務又は義務については，何らの責任を負うものではありません。 6）当社はは，恝約責任者が団体・グループに同行しない場合，旅行開始後においては，あらかじめ恝約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。 お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお，お客さまからのお申し出に基づき，当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はおお客さまの負担とします。
3．契細䋨結の拒否
被社のに抱ける場合において，契約の締結に応じないことがあります。
1）当社の業務上の都合があるとき。
（3）お客さまが次の（1）から4のいいがれかに該当したとき。


 4．恝約の成立時期
1）势約は，当社が契約の締結を承楛し，申込金を受理した時に成立します。
2）当社は，書面による特約をもって，申込金の支払いを受けることなく那約の申込みを受けることがあります。この場合，契約の成立の時期は 3）申込金は，旅行代金，取消料，その他のお客さまが当社に支払う金銭の一部に充当します
（4）通信契約は，（1）の規定にかかわらず，当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客栐に到達した時に成立するものとします。
5．契約書面の交付
1）当社は，契約の成立後速やかに，お客さまに，旅行日程，旅行サービスの内容，旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載 2）契約書面を交を付した付し場合において，当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は，前項の契約書面に （2）恝約書面を交付した場合し

## 6．碓定書面

6．礁定書面泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載した上で，当該契約書面交付後。旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかの ぼって7日目に当たる日以以降に契約の申込みがなされた場合にあっては，旅行開始日）までの当該契約書面に定める日ままでに，これらの確定状見を記載した確定書面を交付します。
2）前項の場合において，手配状況の確認を希望するお客さまから問い合わせがあったときは，確定書面の交付前であっても，当社は迅速かつ 3）確定書面を交付した場
3）確定書面を交付した場合には，当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は，当該碓定書面に記載するところに支特定されます。
1）旅行代金の額は，受注型企画旅行の金の変更書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いください
（2）利用する運送機開の導賃•料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運㑭•料金が著しい経済情勢の変化等に
 する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものととし，この場合お客さままは，旅行開始日前に企
事由によらず当該利用人員が変更となったときは，契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。
8．契約内容の変更
（2）当社は，天災地変，戦乱，暴動，運送•宿泊機関等の旅行サービス提供の中止，官公署の命令，当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において，旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは，お客さまにあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与L得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して，旅行日程旅行サービスの内再放行の内容をの他の受注型企画旅行の内容を変
1）お客さまから企画料金又は取消料をいただく場合
様は，明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
（2）お客さまから企画料金又は双取消料をいただかない場合お客さまはは次に揭げる場合において，旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うこと


2旅行代金が増頝されたとき。
天災地変，戦乱暴動，運送•宿泊機関等の旅行サービス提供の中止，官公署の命令その他の事由が生じた場合において，旅行の安全かつ円

55当社の責に㴆すべきい事由が期日ましだた確定書面を交付しなかったとき，
 なったとき又は当社がその旨を告げたときは，（1）の規定にかかわらず，企画料金又は取消料を支払うことなく，旅行サービスの当該受領すること ができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において，当社は，旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に系る金額をお客さまに払い戻します。
）当社は，次に揭げる場合において，お客さまに理由を説明して，旅行開始前に旅行契約を解除することがあります


 ホ，お客さますが第 3 項（3）（1）から（4）のいずれかに該当することが判明したとき。
）当社は，次に揭げる場合において，お客さまに理由を説明して，旅行間始後に旅行㗉約を解除することがあります。
口，お客さまか旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背，これらの者又は同行する他の旅行者に対 する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し，当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
－天災地変戦乱，暴動運送•宿泊機関等の旅行サービス提供の中止，官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であっ
て，旅行の継続が不可能となったとき。
6）前項の場合において，当社は，旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対し て，取消料，違約料，その他の既に支払い，又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに㴆すべき事由によるものでない ときに限ります。）を差し引いたものをお客さまに払い戻します。
1）当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えた場合は損害を賠傹いたします。
2）お客さまが天災地変，戦乱暴動運送•宿泊機開等の旅行サービス提供の中坡，合公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与得ない事由により損害を被ったときは，当社は，（1）の場合を除き，その損害を喑償する責任を負うものではありません。 3）当社は，手荷物について生じた損害については，損害発生の翌日から起算して，国内旅行にあっては14日以内に，当社に対して通知があった 11．特別補償
当社はお復は客さまが当旅行参加中に，急激かつ偶然な外来の事故により生命，身体または手荷物に被った一定の損害について，旅行業約款特別補偵規程により，死亡補偵金として国内内旅行1500万円ワ，入院見舞金として入入院日数により国内旅行2万円～20万円円•通院見舞金として通院日数
支払います。当該企画旅行日程において，挸管さまが当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時にようります。） が定められている場合において，その旨及び当該日に生じた事故によるる生命，身体又は手渮物の損害については，補偵金及び見舞金の支払し 3．お行客さまの責任て契約書面に明示したときは，当該日は「企画旅行参加中りとはいたしません。
1）お客さまの故意又は侸過失により当社が損害を被ったときは，当該お客さまは損害を賠偵しなければなりません
2）お客さまは，当社からら提供されるる情報を活用し，契約書面に記載されたた旅行者の権利•義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
 19．事又社等のお旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。
旅行中に，事故などが生じた場合は，直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。
（もし，通知できない事情がある場合は，その事情がなくなり次第ご通知ください。）
（1）当社は，旅行お申取込みの際にご提出いただいた個人情報について，お客さまとの連絡や運送•宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のた
客さまのお名前パスボート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報を電子的方法等で海外•国内免税店等の事業者に提供いたします。 お申込みいただく際には，これらの個人情報の提供についていう客さまに同意いたただくものとします。

## 21．約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は，当社の旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）に定めるところによります

